

国道10号が4車線開通



しんとみ
広報

お知らせ版 No. 1

平成30年3月9日発行 (次号3月23日)

編集:まちおこし政策課

(担当:松尾 健太郎 ☎33-6012)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

2月19日(月)より国道10号(日向大橋~温泉センター)が完全4車線化しました。人や物がこれまで以上にスムーズに流れるようになり、国道10号沿いの開発や産業の活性化、交流人口の拡大などが進み、新富町の更なる発展につながることを期待されます。

新富町長選挙及び新富町議会議員補欠選挙の投開票結果について

★新富町長選挙

○投票結果 当日有権者数:14,486人、投票者数:9,139人、投票率:63.09%

○開票結果 長浜ひろし:2,818票、こじまそうし:6,193票、無効投票:128票

★新富町議会議員補欠選挙

○投票結果 当日有権者数:14,486人、投票者数:9,139人、投票率:63.09%

○開票結果 増永いつお:4,420票、下村豊:3,874票、無効投票:845票

問合せ:新富町選挙管理委員会(担当)関屋博之^{せきやひろゆき}☎33-6002

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)へのごみを搬入される方へ

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は、家庭から出る町指定ごみ袋に入らない粗大ごみ等を受け入れる施設です。町指定ごみ袋で排出できる物まで持ってこられる方が多く見かけられます。古紙(古布類は除く)については、塵芥中間受入施設では受入いたしませんので各収集所へ分別して出してください。

また、下記の様な事例がありましたので「ごみの分け方・出し方」のポスター、「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典」等でご確認のうえ搬入してください。なお、多量のごみを持ち込む際は施設運営の支障となりますので、必ず環境水道課にご連絡をお願いします。

○以下のものは搬入ができません

①指定袋に入る小型の家電製品

②家電リサイクル法対象品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機 等)

③指定袋に入るプラスチック製品

○規定にあっていない物

例:生木剪定枝等で長さ80センチ以上、直径12センチ以上の物

○搬入のルールが守られていない物

例:布団・じゅうたん類で80センチ以内(四つ折り程度)にして、ひも等で縛っていない物

※搬入される方は、必ず管理人の指示に従って下さい。また、ご不明な点については環境水道課までご連絡ください。



問合せ:環境水道課
おおにしひろのぶ
(担当)大西広伸☎33-6072

新富町消防団員、女性団員募集

新富町消防団では、火災や各種災害時に活躍していただける男性の消防団員及びラッパ部の女性団員を募集しています。ラッパ部の活動は主に消防団行事の式典の際に演奏をします。年齢は18歳以上で新富町内に居住するか、又は勤務する方であれば団員になることができます。

過去に吹奏楽部だったという方はもちろん、ラッパを吹いたことがない未経験者も大歓迎です。見学だけでも大歓迎ですので、興味のある方は防災基地対策課までご連絡ください。



ひらしたよしひろ
問合せ：防災基地課(担当)平下善博 ☎33-6061

平成30年度金婚者・米寿者祝賀会

結婚生活50周年を迎えられたご夫婦と、健やかに米寿を迎えられた方々をお祝いする金婚者・米寿者祝賀会を平成30年5月23日(水)に新富町文化会館で行います。金婚式該当の方は、福祉課または区長、住宅世話人にお申し出ください。米寿者の方につきましては、福祉課から直接ご連絡いたします。

○金婚該当者 (結婚50周年を迎えたご夫婦)

昭和43年1月1日～昭和43年12月31日の間に結婚され、現在新富町に在住の方。なお、戸籍の届とは関係なく、婚姻の事実があれば対象者となります。

○米寿該当者

昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの人

○申込期限 3月30日(金)

問合せ：福祉課
くらながかつひこ
(担当)倉永勝彦 ☎33-6056

犬を飼われている方へのお願い

以下の場合には届書の提出が必要となりますので、環境水道課までお越しくください。

- ①新しい犬を飼う場合
- ②犬が死亡した場合
- ③犬の飼い主・所有者が変わった場合
- ④犬とともに新富町に転入又は新富町から転出する場合

最近、犬の放し飼いについての苦情や、犬のフン害に関する苦情などが多数寄せられています。飼い主が責任を持ってマナーを守り、ペットと楽しい生活を送りましょう。

○散歩中やご自宅の敷地内にて飼い犬を鎖やリードなどでしっかりつなぎ、犬が放れないようにしましょう。(犬には意思や感情があります。飼い主の予期せぬ行動を起こすことがありますので、犬の放し飼いはやめましょう。)

○散歩の時は、フンをさせたままにせず、飼い主がきちんと持ち帰り処分しましょう。(飼い犬に自宅の敷地内で排泄させる習慣をつけさせることをおすすめします。)



問合せ：環境水道課
おおにしひろのぶ
(担当)大西広伸 ☎33-6072

行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政(国・県・町)に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

○日時 3月23日(金) 9:30～12:00

○場所 福祉学習等共用施設(旧中央公民館)

○相談員 高木正敏(新田新町)

問合せ：総務財政課
くどうたかゆき
(担当)工藤貴之 ☎33-6002

新富町有線ラジオ放送施設 申込み受付中！

新富町では、行政情報や災害時の緊急放送を行う放送端末機（IP告知端末機）を設置しています。また、町内全域に光ファイバー網を整備し、各家庭に高速インターネットが可能な環境を整えています。まだ、申込みされていない方は、ぜひご検討をお願いします。

※同時に、NTTのひかり電話サービスまたは光インターネットサービスへの申込みも必要となります。

新富町有線ラジオ放送施設は、「特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省）」を利用して運用しています。

問い合わせ：総務財政課(担当)川西・田中 ☎33-6501



平成30年度労働基準監督官採用試験

○受験資格

- ①昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
- ②平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

○試験の程度

大学卒業程度

○インターネット受付期間

平成30年3月30日（金）9:00～4月11日（水）（受信有効）

・インターネット申込み用受験案内アドレス

http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf

・インターネット申込み専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

・厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

◎問合せ

宮崎労働局総務部総務課人事係 ☎0985-38-8820



みんなで学ぼう！認知症最前線（講演会のお知らせ）

高齢化が進むと認知症になる方も増えてきます。もし自分が認知症になっても、あるいは大切な家族や周りの方が認知症になっても安心して暮らせる地域であるために、認知症に対して正しい理解ができるよう最新の知識を学びませんか？認知機能を上げる体操も実施します。

参加ご希望の方は、3月23日（金）までに電話にて福祉課までお申し込みください。みなさまの参加をお待ちしております。

○開催日時 平成30年3月31日（土） 13:30～

○開催場所 新富町福祉学習等供用施設（旧中央公民館）大集会室

○内 容 ・けいめい記念病院 副院長 岡原一徳先生による講演「認知症最前線」
・シナプソロジー（「2つのことを同時に行う」「左右で違う動きをする」といった普段なれない動きで脳を適度に混乱させ、認知機能を向上させる体操）

○主催：新富町 共催：新富町介護者の会

問合せ：福祉課

（担当）海野久代 ☎33-6056

「人権・なやみごと相談所」の開設のお知らせ

私たちの町の人権擁護委員が、悩み事や心配事の相談をお受けします。
相談は無料で、秘密は守られます。どうぞお気軽にご相談ください。

- 日 時 4月6日(金) 10:00～15:00
- 場 所 新富町老人福祉センター
- 相 談 員 人権擁護委員
- 相談内容 金銭貸借、売買、相続、登記関係、その他民事、
家事問題、交通事故問題、その他心配事。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

問合せ：町民子ども課(担当)小嶋久充代 ☎33-6071

新富町4月定例教育委員会の開催について

- 日時 平成30年3月27日(火) 9:15開会
- 場所 新富町役場 3階 A会議室
- ◆傍聴について

問合せ：教育総務課
みやもとよしゆき
(担当)宮本芳幸 ☎33-6079

会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の10分前までに開催場所にて受付を済ませてください。定員を超えた場合及び議案の内容により入場を制限する場合があります。

平成29年度 町税の納め忘れはありませんか？

平成29年度の町県民税(1～4期)、固定資産税(1～4期)、国民健康保険税(1～8期)、軽自動車税はすでに納期が過ぎています。

納期限を一定期間経過しますと、督促手数料や延滞金が加算されたり滞納処分の対象となりますので、お早めに納付をいただきますようお願いいたします。

問合せ：税務課(担当)圖師康友 ☎33-6076

ドラム式洗濯乾燥機をご使用になる際のご注意

ドラム式洗濯乾燥機は誤った使い方をすると、中に閉じ込められて窒息したり、やけどや感電、けがをするなど危険な状態になるおそれがあります。小さなお子様は特にご注意ください。

○お子様にドラム内をのぞかせない

ドアが閉まると閉じ込められて窒息したり、やけど、けがなどのおそれがあります。

○小さなお子様を洗濯機に近づかせない

コンセントなどに触れて感電したり、けがをすることがあります。(小学生などのお子様にも周りで遊ばないようにご説明ください)

○チャイルドロック機能を活用する

各社にて、操作方法が異なりますので、取扱説明書を確認いただくか、各メーカーへお問い合わせください。

○使用後はドアを閉める

近くに乗りやすい台などを置かないでください。

取扱説明書の記載内容を守るとともに、特に小さなお子様がおられるご家庭では、洗濯機を使用されていない時にもお子様が容易に開けられないようにチャイルドロック機能の活用をお願いします。

◎取扱いなどについての詳しい問合せは、各メーカーへお願いいたします。